



旭川市立末広北小学校 いじめ防止基本方針

令和8年度 末広北小学校いじめ防止の重点目標
自分や友達の心や体を傷つけることはダメ！

令和8年度 末広北小学校いじめ防止の教職員の指標
いじめ見逃しゼロ



平成26年4月策定
令和8年4月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある行為です。その防止のため、平成25年6月28日に国において「いじめ防止対策推進法」が公布されました。また、平成29年3月14日には、いじめ対応の基本的在り方や基準を示した「いじめ防止等のための基本的な方針（最終改定）」が示されています。近年のいじめを取り巻く状況の変化や社会の要請を踏まえ、令和5年3月に「北海道いじめ防止基本方針」が改定され、これを受けて本校の方針も改定しました。その後、令和5年6月30日には「旭川市いじめ防止対策推進条例」が施行され、さらに、令和6年2月29日に「旭川市いじめ防止基本方針」が改定されました。これらの新たな法令・方針に基づき、「旭川市いじめ防止対策推進条例」、「旭川市いじめ防止基本方針」等の関係規定、「旭川市立小・中学校 学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉」や「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」、「いじめの重大化防ぐための留意事例集」（令和7年11月 とも家庭庁・文部科学省）等を根拠として、このたび本校の「いじめ防止基本方針」の再改定を行いました。改定した本方針のもと、本校は「いじめ見逃しゼロ」を目標に掲げ、いじめの未然防止、早期発見、積極的認知、早期解決、そして再発防止に向け、迅速かつ丁寧な対応に組織的に努めてまいります。いじめを生まない学校風土を醸成するため、学校全体での組織的な取組を推進するとともに、学校・家庭・地域、関係機関との連携を強化します。特にいじめを認知した際には、被害児童に寄り添う姿勢で、迅速かつ確かな対応を進めます。そして、全ての児童が自己肯定感・自己有用感・自己効力感を高め、「自分は必要な存在である」と感じ、互いの良さや違いを認め合い、支え合うことのできる集団づくりを推進してまいります。学校の内外を問わず、いじめの根絶を目指し、その実現に全力を尽くします。本方針については、文書、ホームページ、各種会議等の機会を捉え、児童・保護者・地域住民に対し、その内容を周知してまいります。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、学校生活を送る全ての児童に関係する重大な問題です。いじめの防止と対策を推進するにあたり、本校は、全ての児童が学校の内外を問わず安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組める環境を最優先で整備します。そのために、すべての児童が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め合うことができるような教育的取組を進めます。また、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童一人ひとりが十分に理解できるよう、指導を徹底します。いじめを受けた児童の生命と心身を保護することが特に重要であることを深く認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他の関係者との強力な連携の下、いじめの問題を克服することを目指します。「北海道いじめの防止等に関する条例」等の法令・基本方針が掲げる「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感」や「社会全体での克服」といった基本理念を踏まえ、本校では特に以下の点に留意し、具体的な取り組みを進めます。

1 いじめを生まない学校文化の確立

(1) 被害者への責任転嫁を絶対にしない

いじめを受けた児童にも原因がある」「責任がある」といった考え方は、決してあってはなりません。

(2) 教員による不適切な指導の根絶

教員が、児童の人格や発達の段階に応じない不適切な方法で人間関係の問題に対応することで、いじめの芽を生じさせたり、いじめに向かわせたりすることのないよう、いじめの未然防止に努めます。

(3) 早期解消と連携の強化

いじめが発生した際は、関係者相互の緊密な連携の下、早期にこれを解消することに全力を尽くします。

2 困難を乗り越える力の育成

(1) 望ましい人間関係構築力の育成

児童が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けられるよう指導します。

(2) 自立し、たくましく生きる力の育成

児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持ち、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において自立し、粘り強く、たくましく生きていける力を育みます。

【旭川市いじめ防止対策推進条例】より (基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 市立学校の責務等

(1) 学校の責務

学校は、法令及び条例の基本理念を踏まえ、いじめの根絶と児童生徒の健やかな成長のため、以下の9つの重点項目に基づいた取り組みを組織的に推進します。

I 組織体制と外部連携の強化（チーム学校の推進）

1 リーダーシップとチーム体制の構築

校長の強力なリーダーシップの下、教員と心理・福祉等の専門スタッフが連携・協働する組織的な体制を整備します。家庭、地域、関係機関と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

2 地域との認識共有と連携

保護者、地域住民、その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有します。より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止められるよう、地域全体で連携した取り組みを進めます。

II 予防的教育と集団づくりの充実

3 「いじめを許さない」集団づくり

教育活動全体を通じて、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」という集団づくりに努めます。児童が、互いの意見の相違を認め合いながら粘り強く課題を克服する力や、他者への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図る力を育てます。

4 居場所と絆づくりの推進

児童の実態やいじめが生まれる背景を分析し、その結果をもとに取り組みを進めます。全ての児童が他者から認められ、安心できる「居場所づくり」、そして他者とのかわりや他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」を強化します。

5 生活の土台となる力の育成

いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識、自他の生命を尊重する心を育みます。将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を学校全体で醸成します。

III 早期発見と迅速な対応体制の徹底

6 「いじめ見逃しゼロ」意識の徹底

いじめの早期発見は不可欠です。全教職員が「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こりうる」「いじめ見逃しゼロ」という強い意識をもちます。児童のささいな変化や兆候を見逃さず、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過・軽視することなく積極的に認知します。

7 情報モラル教育とネットいじめ対策

情報化社会で適正な活動を行うための基盤となる考え方や態度を育成する情報モラル教育を推進します。あわせて、インターネット上のいじめに迅速に対処できる体制を整備します。

8 学習・生活環境の保証

学校は、児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められます。単にいじめをなくすだけでなく、規律正しい態度で主体的に参加し活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。

IV 認知後の迅速かつ組織的な対応

9 認知後の安全確保と組織的指導

いじめを認知した場合は、家庭や関係機関と連携し、直ちにいじめを受けた児童や情報を知らせてくれた児童の安全を確保します。いじめたとされる児童に対しては、事情聴取の上、いじめが行われていた場合は保護者と情報を共有して指導を行います。いじめの非に気づかせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど、学校として組織的に責任をもって対応します。

【旭川市いじめ防止対策推進条例】より
(市立学校の責務)

第5条 市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

(2) 教職員の責務

教職員一人ひとり、法令及び条例の趣旨を踏まえ、いじめの防止と対応において以下の取り組みを徹底します。

I 児童理解と早期発見の徹底

1 信頼関係の構築と兆候の見逃し防止

教職員は、児童理解を深めるとともに、児童及び保護者等との強固な信頼関係の構築に努めます。児童のささいな変化や兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることは絶対にしません。

II 組織的な情報共有と対応

2 情報記録と組織への迅速な報告

いじめを発見した、または相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針に沿って正確に記録します。そして、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に確実につなげます。

3 被害児童の徹底的な保護

「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認した上で、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通します。

III 指導者としての自覚と言動

4 言動の影響力と適切な指導の徹底

教職員の言動は児童に大きな影響力を持つとの認識の下、不適切な認識や言動、差別的な態度により児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう細心の注意を払います。

IV 実践的指導力の向上

5 研修への積極的な参加と実践力の習得

教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的かつ計画的に参加し、その成果を校内で共有します。これにより、いじめの問題に適切に対応できる実践的な指導力を常に身に付けます。

3 いじめの定義等

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布より抜粋 以下「法」という）では、いじめを次のように定義しています。なお、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※「一定の人的関係」：学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指します

いじめを正しく理解し、適切に対応するために、教職員は以下の重要な点に留意します。

I 被害児童の心情と客観的な判断

1 被害者の否定に惑わされない客観的な対応

いじめを受けた児童の中には、「事実を認めたくない」「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられます。教職員は、いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の状況や周辺の事実を客観的に踏まえ、対応します。

II 見えにくい形態への対応

2 インターネットを通じた誹謗中傷への対応

インターネットを通じたいじめなど、本人がまだ気づいていない中で誹謗中傷が行われている場合、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない段階であっても、いじめと同様に捉えて対応します。

3 「けんか」や「ふざけ合い」の見極め

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情を詳細に調査します。児童が感じる被害性に着目していじめに該当するか否かを判断するものとします。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

III 多様な関係性と柔軟な初期指導

4 関係性の多様性と指導の柔軟性

児童の善意に基づく行為であっても、意図せず相手に苦痛を感じさせ、いじめにつながる場合があります。また、多くの児童が被害・加害の関係を入れ替わりながら巻き込まれる事実も踏まえて対応します。ただし、すぐに謝罪し、教員の指導によらず関係を修復できた場合など、軽微な事案においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対処も可能です。なお、これらの事案であっても、いじめに該当する可能性があるため、必ず学校いじめ対策組織で情報共有し、組織的な対応を進めます。

IV 個別の配慮を必要とする児童への支援

5 多様性を認め合う環境づくりと個別支援

児童が多様性を認め互いに支え合いながら健やかに成長できる環境を形成する観点から、学校として特に配慮が必要な児童については、組織的な支援を行います。

- ・対象例：性的マイノリティ、多様な背景を持つ児童、大規模な震災等により被災・避難している児童など。
- ・具体的な対応：当該児童の特性を踏まえた日常的な適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に実施します。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの形態としては、次のようなものがあります。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

これらのいじめの中には、**犯罪行為**として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察や弁護士等に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、**学校警察連絡協議会**や旭川弁護士会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

※「犯罪行為」：いじめの事例のうち、「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められる事案や重大ないじめ事案として、警察への相談又は通報を行うことが想定される具体例には、次のようなものがあります。

- ①強制わいせつ（刑法第176条）：断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- ②自殺関与（刑法第202条） 同級生に「死ぬ」とそのかし、その同級生が自殺した。
- ③暴行（刑法第208条）：同級生を殴ったり、無理やり衣服を脱がせたりする。
- ④脅迫（刑法第222条）：裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- ⑤強要（刑法第223条）：遊びなどと称して、無理やり危険な行為や恥ずかしい行為をさせる。
- ⑥恐喝（刑法第249条）：断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
- ⑦児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）スマートフォンで裸などの写真・動画を撮って送らせたり、その写真・動画をSNS上のグループに送信したりする。など

※「学校警察連絡協議会」：児童生徒の非行防止等に関して協議を行う場として、学校や教育委員会と警察とが参加する組織のことで、地域によっては、「生徒指導連絡協議会」「生徒指導担当者会議」等の名称で開催しています。

(3) 困難ケースに該当する事案

困難なケースの事案を把握した際は、速やかに旭川市教育委員会へ報告（電話速報）を行います。その後は、教育委員会と緊密に連携を図りながら、事案の早期解決に向けて対応いたします。また、事案の課題整理と解決策の検討を効果的に進めるため、必要に応じて、旭川弁護士会の推薦を受けた弁護士に、専門的な助言及び提案を受け、早期解決に向けた対応を進める体制を整えています。困難ケースに該当する事案の例は、下記のとおりとします。

- ① 被害児童が、学校を連続又は断続的に3日休んでいたり、希死念慮を訴えたりしている。
※いじめを受けた児童が病気等の明確な理由以外で1日欠席した場合→市教委担当へ電話速報
- ② 性に関わる事案に該当する。
- ③ 関係児童が複数の学校に在籍する事案に該当する。
- ④ SNS等、インターネット上での事案のうち、被害・加害の児童以外にも画像、動画、音声や個人情報が広がっている事案に該当する。
- ⑤ 全治3週間以上のけがを負っている事案に該当する。
- ⑥ 児童や保護者、地域住民等が、関係機関等に相談している。
※匿名による相談を除く
- ⑦ 学校が、警察等と連携している。
- ⑧ その他

(4) 児童の心構え

児童は、互いの人権を尊重し、他の児童に対して思いやりをもって接するように努めなければなりません。

【旭川市いじめ防止対策推進条例】より
(児童生徒の心構え)

- 第7条 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。
- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けてい

と思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

(5) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- ① いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- ② いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたリ、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や少年団活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④ いじめの衝動を発生させる原因としては、a) 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱者を攻撃することで解消しようとする）、b) 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、c) ねたみや嫉妬感情、d) 遊び感覚やふざけ意識、e) 金銭などを得たいという意識、f) 被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑤ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑥ いじめは、児童の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童を守り通すことは難しい。そのため、児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要があります。

(7) いじめの重大事態

重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条1項により次のように規定されています。

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「一」の心身又は財産に重大な被害については、

- ①児童が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な傷害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

「二」の相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に対応します。

いじめの重大事態に係る対応については、旭川市教育委員会作成「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」を活用します。

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）

昨年度は、94件のいじめを認知いたしました（総数161件、うち困難ケース1件）。また、年3回実施しているいじめアンケートの結果（2月実施アンケート）では、児童のいじめに対する意識と相談体制の機能について、以下の数値が得られています。

質問項目	回答結果
いじめはどんなことがあっても許されないと思う	100%
嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない	約1.8%

「いじめは許されない行為である」という意識が児童全体に広く浸透しており、「誰にも相談しない」と答えた児童が極めて少ないことは、教職員一同、日頃の指導と信頼関係構築の成果と受け止めています。引き続き、児童に対し「いじめは許されない行為である」ことの指導や、「相談窓口」の周知を徹底してまいります。教職員においては、きめ細やかな目配りと随時行う教育相談を通じ、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮します。個々の教職員の高い感度と同僚性（チームワーク）に基づいた密な情報共有を行い、未然防止、早期発見、積極的認知、早期対応に向けて迅速かつ組織的な対応に努めます。本年度のいじめ防止の重点目標として、「自分や友達の心や体を傷つけることはダメ！」を設定しました。この目標の実現を目指し、「人との関わりを大切にする力」の育成に取り組むとともに、児童が主体となる取り組みを推進します。全児童が「いじめは絶対に許されない行為」であることを深く理解し、いじめをしない態度と能力の育成に努めてまいります。

2 学校が実施すべき施策

(1) いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。

【主な取組】

- ・初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修など、教職員の職務や経験の程度に応じた研修の計画的な実施
- ・スクールカウンセラー等を講師とした研修の実施
- ・文部科学省、北海道教育委員会等が作成した動画資料等を活用した研修の実施 など

(2) プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。

【主な取組】

- ・児童のネットコミュニケーションを見守る活動等での学校ネットパトロールの実施
- ・警察との連携によるインターネット上のトラブル防止教室の実施
- ・ネットトラブルなどについて各種啓発資料等を活用した児童への指導及び保護者への啓発の実施 など

(3) いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。

【主な取組】

- ・保護者や地域に対する学校におけるいじめの状況や対応についての情報提供
- ・評価項目や観点の改善 など

(4) 教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）を「学校いじめ対策組織」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。

【主な取組】

- ・いじめ対策推進リーダーを指名し、a) いじめに係るアンケート集約、b) 他の職員からのいじめ事案（疑い含む）の報告窓口、c) いじめが解消に至るまでの教職員の役割分担を含めた対処プランの策定及び実行、d) 被害児童及び保護者のケアなど、被害者の側になって対応し、被害児童や保護者に寄り添う役割、e) 児童や保護者からの相談窓口当たる報告・集約担当
- ・いじめ対策チームによる迅速な対応
- ・アセスメントシートなどを活用した情報収集や対応方針の可視化（見える化）による教職員間での情報共有 など

(5) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

【主な取組】

- ・学校いじめ防止基本方針や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を明記
- ・「学校いじめ対策組織」内の「いじめ対策チーム」における迅速な確認、対処
- ・いじめを受けた児童を徹底して守り通すための継続的な観察・見守り
- ・いじめを受けた児童へのスクールカウンセラー等による教育相談
- ・いじめを受けた児童が不登校や別室登校になった場合の十分な学習支援
- ・いじめを行った児童へのいじめを受けた児童の気持ちを理解させる指導
- ・いじめを行った児童や「観衆」、「傍観者」へのいじめの行為について理解させる指導 など

(6) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携したいじめの防止等のための取組を進める。

【主な取組】

- ・他校や関係機関等との連絡窓口の確認、情報の共有・整理、指導方針の確認・共通理解、連携した指導
- ・旭川市小学校生徒指導連絡協議会、未広地区民生委員児童委員協議会等の組織を活用した学校間、地域住民との情報共有
- ・警察官等を講師にした非行防止や防犯に関する研修等の実施 など

(7) いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。

【主な取組】

- ・「学校いじめ対策組織」や「いじめ対策推進リーダー」等を中心とした組織的、継続的な対応 など

(8) いじめを受けた児童の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。

【主な取組】

- ・迅速な保護者への連絡
- ・入学式や各年度の開始時等における、学校の取組やいじめの未然防止や早期発見、事案対処に向けた家庭の役割について保護者間の共通理解を図る機会の設定
- ・学校の指導方針・対応についての保護者への丁寧な説明
- ・特別な配慮を必要とする保護者へのスクールカウンセラー等による支援など

(9) いじめを受けた児童が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。

【主な取組】

- ・いじめを行った児童や保護者の理解の下での学習場所・活動場所を変更した指導
- ・いじめを受けた児童や保護者の理解の下での学習場所・活動場所の復元
- ・児童の状況についての継続的な観察や見守り、教育相談の実施
- ・不登校児童に対する学校復帰に向けた指導、及び計画的・組織的な学習指導の実施 など

(10) 市教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限（5年間）を厳守する。

【主な取組】

- ・いじめの対応状況についての調査による定期的な報告
- ・事故速報・事故報告による迅速な報告及び関係資料の適切な保存 など

3 児童が主体となった取組の推進

「いじめ」問題について考える機会として、6月、11月、2月を「いじめ・非行防止強調月間」と位置づけます。本校の児童会は「朝のあいさつ運動」、「いじめ撲滅」に向けての全校児童への啓発活動の企画・運営を行います。また、「絆づくりメッセージコンクール」にも参加し、「いじめは絶対に許されない行為」という意識を高めていきます。さらに、「旭川市立小・中学校 学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉」を踏まえ、「未広北小学校いじめ防止基本方針」を改定し、児童版を作成します。

4 いじめの防止等に係る年間授業計画（予定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
生命の安全教育 (1H)			学活 (全)									
CAPあさひかわ (3年 2H)							学活 (3年)					
SNS等の非行防止教室 (5・6年 1H)				学活 (56年)								
非行防止教室 (6年 1H)										学活 (6年)		
情報モラル教育 (2H)		学活 (全)					学活 (全)					
いじめの未然防止 に係る授業(2H)	学活 (全)							学活 (全)				

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

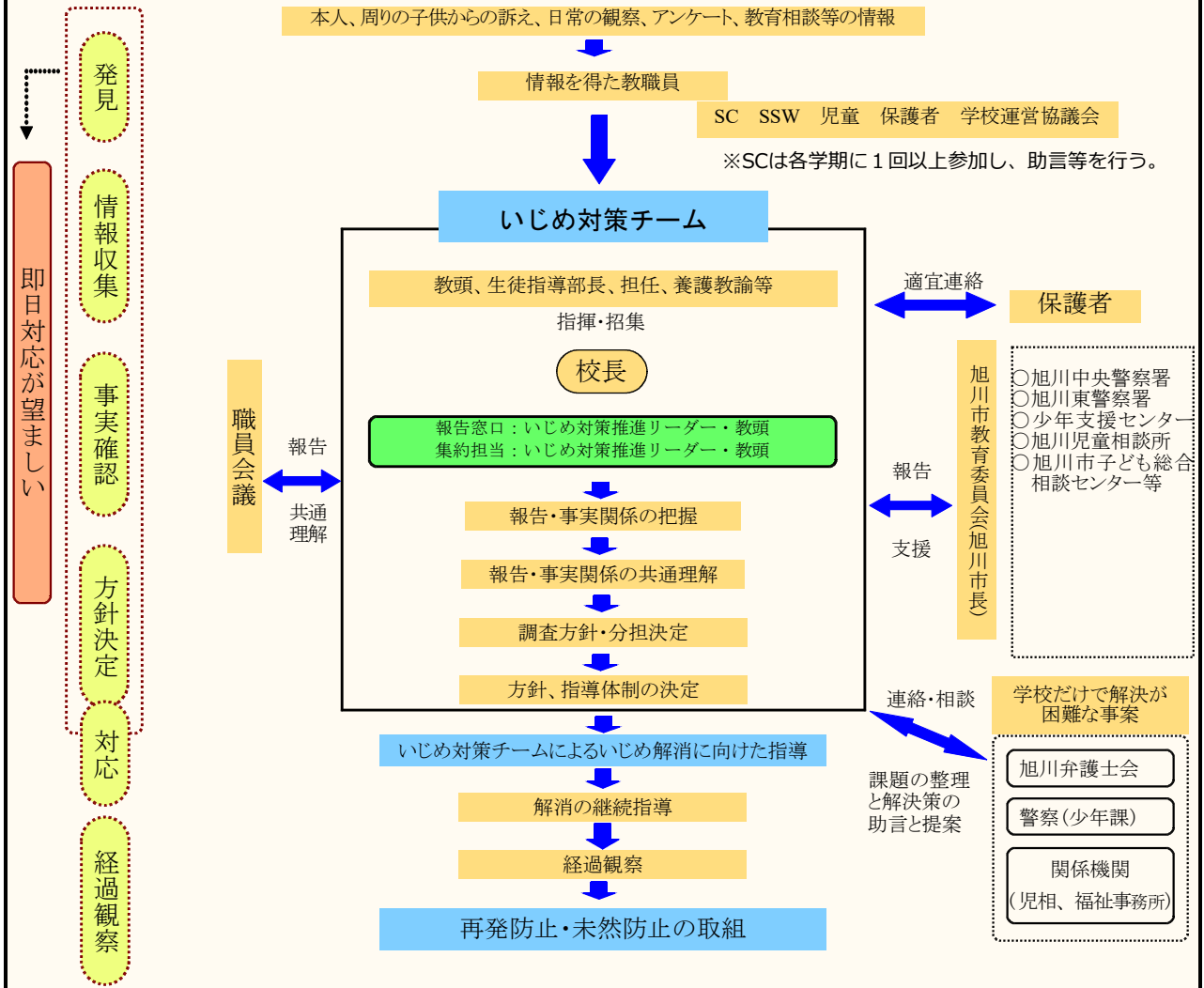
(1) 学校いじめ対策組織の構成

いじめの問題は、特定の教職員のみで問題を抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを行い、いじめの未然防止や早期発見、事案対処について、より実効的な解決に努めます。具体的には、校長をリーダーとした複数の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者等により「未広北小学校いじめ対策組織」を設置します。また、組織的な対応の中核として機能する「いじめ対策チーム（いじめ防止対策推進委員会）」を設置し、「報告窓口」の役割を担う者を指定し、「集約担当」に当て、その後の対応をコーディネートします。

(2) 学校いじめ対策組織の体制・役割

- ① 未然防止
 - ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ② 早期発見・事案対処
 - ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口
 - イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握
 - エ) いじめの被害児童に対するケア、加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- ③ 「未広北小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組
 - ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正
 - イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
 - ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検、見直し
- ④ 校内研修の実施
- ⑤ 学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管

児童に寄り添い、迅速で組織的な対応 いじめ対策組織会議の開催



(3) いじめの程度に応じた対応 (※「いじめ対応ガイドブック・支援ツール コンパス」より)

□被害児童への対応例 ■加害児童への対応例

		加害児童の行為の重大性の程度							
		低  高							
被害児童が感じる心身の苦痛の程度	低  高	精神的な状況	暴力を伴う場合	好意で行った言動	意図せずに行った言動	衝動的に行った言動		故意で行った言動	
						暴力を伴わない	暴力を伴う	暴力を伴わない	暴力を伴う
		一時的な不快感・落ち込み	けがなし	□ ■ 経過観察、定期的な声かけ	□ 気持ちの受容、本人のよさを伝える ■ 人を傷つける言動についての指導 □ ■ 経過観察、声かけ	□ 心のケア ■ 絶対に使ってはいけない言葉への指導、謝罪の場の設定 □ ■ 経過観察、声かけ	□ 心のケア、SCの面談 ■ 暴力は絶対に許されないことを指導、謝罪の場の設定	□ 経緯の聴き取り、心のケア、SC面談 ■ 経緯の聴き取り、行為への指導	□ 経緯の聴き取り、心のケア、SC面談、外部相談機関の紹介 ■ 経緯の聴き取り、個別指導 □ ■ いじめ対策組織の開催
		継続的な不快感・落ち込み	保健室で処置できる程度のけが	□ 相手の言動の意図の説明、SCの面談 ■ 相手の気持ちの説明	□ SCの面談 ■ 不適切な言動への指導	□ SCの面談 ■ 絶対に使ってはいけない言葉への指導、謝罪の場の設定	□ SCの面談 ■ 怒りの対処法指導	□ SCとの継続的な面談 ■ 複数の教員による指導、監督 □ ■ 複数の教員による経過観察	□ 学校が守り抜くことを伝える、毎日の状況確認 ■ 弁護士や警察、児童相談所等との連携による指導 □ ■ PTAの協力連携、地域住民との連携
登校渋り	医療機関で一回治療する程度のけが	□ 家庭訪問	□ ■ SSW等の活用	□ ■ SSW等の活用 ■ 外部機関との連携、医療、福祉機関との連携	□ ■ SSW等の活用 ■ 外部機関との連携、医療、福祉機関との連携	□ ■ SSW等の活用、医療、福祉機関との連携 □ ■ いじめ対策チームの開催	□ ■ SSW等の活用、医療、福祉機関との連携 ■ 警察と連携した法令に基づく阻止と厳格な指導 □ ■ 保護者会の開催		
困難ケース	① 被害児童が、学校を連続又は断続的に3日休んでいたり、希死念慮を訴えたりしている。 ※いじめを受けた児童が病気等の明確な理由以外で1日欠席した場合→市教委担当へ電話速報 ② 性に関わる事案に該当する。 ③ 関係児童が複数の学校に在籍する事案に該当する。 ④ SNS等、インターネット上での事案のうち、被害・加害の児童以外にも画像、動画、音声や個人情報が広がっている事案に該当する。 ⑤ 全治3週間以上のけがを負っている事案に該当する。 ⑥ 児童や保護者、地域住民等が、関係機関等に相談している。 ※匿名による相談を除く ⑦ 学校が、警察等と連携している。 ⑧ その他								
重大事態	□ ■ 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」「いじめ防止対策推進法等に基づく重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」等に基づき対応 □ ■ いじめ防止対策推進法第28条に基づく調査 □ ■ 状況に応じた組織的かつ適切な対応による問題の解決 □ ■ 再発防止策の策定、実施 ※重大事態かどうかの判断は、加害児童の行為の重大性の程度によることなく、法第28条の規定に基づき、被害児童が感じる心身の苦痛の程度や不登校の状況、被害児童や保護者の訴え等を考慮し、学校と教育委員会と適切に行う。								

※被害・加害児童の保護者への連絡は必須

※SC：スクールカウンセラー SSW：スクールソーシャルワーカー

5 いじめの防止

(1) いじめについての共通理解

いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。また、児童に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成の具体的な取組

本校は、次の具体的な取組を進めます。

- ① 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- ② 児童の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- ③ 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- ④ 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- ⑤ 児童の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。

【主な取組】

- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- ・ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）など心理教育プログラムの推進
- ・「人権教育プログラム」の実施や「心と身体のチェックリスト」等を活用した児童のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進
- ・小・中学校間等の円滑な接続を図る取組の成果の活用 など

- ⑥ 児童が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。

【主な取組】

- ・児童会活動や学校行事等での異年齢交流や地域の大人と関わる体験等の実施
- ・児童のコミュニケーション能力の育成を図る人間関係づくりの推進に関する事業等の成果の活用
- ・学校力の向上や児童の学力向上を図る取組の成果の活用 など

- ⑦ 教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進する。

【主な取組】

- ・人権やLGBT、アイヌ文化等について学習する機会の充実や実践成果の活用
- ・人権擁護機関と連携した人権教育の推進（再掲）
- ・各種研修会における成果の普及、啓発 など

- ⑧ 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。

【主な取組】

- ・地域に根ざした教材や北海道独自の教材を活用した道徳教育の実践
- ・道徳教育等に関する実践成果の活用 など

- ⑨ 児童の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。

【主な取組】

- ・地域の環境を生かした教育活動の実施
- ・地域の教育資源を活用した体験学習やボランティア活動など体験的な活動の実践
- ・豊かな体験活動等に関する実践成果の活用 など

- ⑩ 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。

【主な取組】

- ・「生命（いのち）の安全教育」を推進し、学校教育全体で性暴力防止に向けた取組の充実

- ・ネットトラブルに関する相談体制の充実
- ・全児童への相談窓口カードの配布 など

⑪ 児童が自主的に行う学級会や児童会活動等において、児童自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。

【主な取組】

- ・未広北小学校いじめ防止基本方針（児童版）の策定
- ・児童がいじめの問題について理解を深める活動の実施
- ・いじめの根絶について児童会等が主体となった取組の推進
- ・各学校の取組について交流・協議する全道及び管内規模の子ども会議等への児童の参加
- ・旭川市で実施する生活・学習A c tサミット等への児童の参加 など

⑫ 広陵中学校区内での「生活・学習ACTサミット」の取組の共有を行う。

【主な取組】

- ・広陵中学校区内の広陵中学校・陵雲小学校・未広北小学校の3校で「生活・学習ACTサミット」での協議内容の共有を図る。
- 《令和7年度の共有事項》
- ・学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）や、児童会・生徒会チャンネルの内容を踏まえ、生徒が主体となった自校のいじめの未然防止等のための取組について協議が行われた。
 - ・広陵中学校の取組を共有した。
 - ア 生徒会長によるいじめ防止を呼びかける動画視聴。
 - イ 6月にいじめ撲滅集会を実施し、「広陵中いじめ撲滅宣言」への署名。
 - ウ いじめのない学校をつくるために私たちができることを記入し、廊下に掲示。
 - エ いじめ撲滅標語を1人1作品創作し、生徒会で表彰を行う。

⑬ 学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対する必要な指導を組織的に行う

【主な取組】

- ・児童が相談しやすい環境の整備
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向、性自認についての教職員への正しい理解の促進、学校として必要な対応についての周知
- ・教職員を対象とした性の多様性に関する研修の実施 など

⑭ 「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

【主な取組】

- ・日頃から交流及び共同学習を行うなどの取組により、障がいのある児童と障がいのない児童がともに尊重しながら協働して生活していく態度を育む教育の推進
- ・発達障がいを含む、障がいのある児童がかかわるいじめについて教職員の個々の児童の障がいの特性に対する理解、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有、当該児童の教育的ニーズや特性の把握、保護者との連携、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援
- ・海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われないよう教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解の促進、学校全体での注意深い見守り等の必要な支援
- ・被災児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する適切な心のケア、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見
- ・ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するための支援の研修の実施 など

⑮ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

【主な取組】

- ・弁護士、警察官経験者等の外部専門家を活用した児童を対象とした講演会等の開催
- ・P T Aを対象とした家庭の役割や取組についての研修会の開催や、いじめの問題への適切な解決に向け、必要に応じ、近隣の学校や異なる学校種も含めた保護者同士のネットワークづくりの推進
- ・地域の住民を対象とした地域の役割や取組についての公開講座等の開催
- ・他校の教育実践発表会や道立教育研究所の研修講座、生徒指導研究協議会等の研修会への教職員の参加 など

6 いじめの早期発見と積極的な認知

いじめが大人にとって気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、以下の取り組みを徹底します。

- (1) 「いじめ見逃しゼロ」に向けた積極的認知
「いじめ見逃しゼロ」を実現するため、ささいな兆候であってもいじめとの関連を常に考慮します。早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽、看過、または軽視することなく、積極的に認知します。
- (2) SOSを出しやすい環境づくり
日頃から児童との触れ合いや、児童と教職員との信頼関係の構築に努めます。「SOSの出し方に関する教育」を推進するほか、児童への定期的なアンケート調査や個人面談を実施し、児童がいじめを訴えやすい環境を整えるとともに、いじめの実態把握に取り組みます。
- (3) 情報収集と対応の組織的規定
学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施、それらの結果の検証、及び組織的な対処方法について明確に定めます。
- (4) 相談への迅速・組織的対応の徹底
児童からの相談（アンケートや個人面談でのSOS、教職員への情報提供など）に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底します。
- (5) アンケート後の個人面談とプライバシー保護
アンケート調査実施後には、関係児童全員に対する個人面談を必ず実施します。なお、面談を実施することにより、関係児童がアンケートに回答したことなどが他の児童に推測されないよう、面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払います。

【主な取組】

〔信頼関係の構築〕

- ・教職員と児童が触れ合う機会・時間の確保
- ・「学校いじめ対策組織」等の組織における児童に関する情報の集約、共有
- ・いじめの相談があった場合の適切な聴き取り方法や記録に係る研修 など

〔アンケート調査の実施〕

- ・道教委いじめアンケート調査の年間3回の実施、必要に応じた随時調査の実施
- ・アセスメントツール「心と身体のチェック」の実施
- ・1人1台端末を活用したアンケートへの回答方法の工夫 など

〔教育相談の充実〕

- ・定期的な相談の実施、必要に応じた随時相談の実施
- ・事前のアンケートの実施や相談場所の工夫等、相談しやすい条件や環境の整備
- ・日頃から、児童の交友関係等の情報を学校内で共有し、相談に際して、当該児童の状況や人間関係を踏まえ、通常の学習や生活に支障がないよう十分に配慮 など

〔相談窓口の設置〕

- ・「学校いじめ対策組織」等への相談機能の位置付け
- ・学校の相談窓口のホームページや学校だより等による周知 など

【教職員用】いじめ発見・見守りチェックリスト

年	記入者：	記入日	月	日
---	------	-----	---	---

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等	児童氏名
<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていことがある。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。……………	〔 〕

授業や給食の様子等	児童氏名
<input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしやからかいがある。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………	〔 〕

清掃や放課後の様子等	児童氏名
<input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。……………	〔 〕

◆児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、未広北小学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
 ◆日常の児童とのふれあいを大切に！
 ◆気づいたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

【家庭用】子どもの様子 チェックリスト

年	記入者：	記入日	月	日
---	------	-----	---	---

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずといってよいほど兆候がみられます。いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

【登校するまでの様子】

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしなない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

【日常における家庭生活の変化】

- 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

【持ち物の変化】

- 持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

【友人関係の変化】

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻りに電話がかかってきて外出が増える。メール（SNSなど）を気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

【家族との関係の変化】

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

子どもの様子が気になったらご連絡ください。
 子どもの状況を共有しましょう。旭川市立未広北小学校 TEL 5 7 - 6 6 3 5

主な相談窓口（小学生）

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45~17:15（祝日を除く）

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号> 代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間> 月・木 8:45~20:00 火・水・金 8:45~17:15

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>
0120-007-110

（ゼロゼロなのひゃくとおばん）

<受付時間>
平日 8:30~17:15

<LINEじんけん相談>
平日 8:30~17:15

<こどもの人権SOSチャット>
平日 8:30~17:15



◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>
0166-31-5511

<受付時間>
平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 0570-078391 <IP電話番号> 050-3383-5566

<受付時間> 平日 9:00~17:00

◆上川教育局教育相談電話

<電話番号>
0166-46-5243

<受付時間>
平日 8:45~17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>
0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間>
毎日24時間

<メール相談>
sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆北海道こころの健康SNS相談窓口（北海道保健福祉部）

<受付時間>
平日、土曜、祝日 18:00~24:00
日曜 18:00~翌朝6:00



◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト>
<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



（裏面につづく）

◆児童相談所虐待対応ダイヤル（北海道保健福祉部）

<電話番号> 189（いちはやく）
<受付時間> 毎日24時間

◆チャイルドライン（認定NPO法人チャイルドラインほっかいどう）

<電話番号> 0120-99-7777
<受付時間> 毎日 16:00~21:00

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110
<受付時間> 平日 8:45~17:30

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道、札幌市）

<電話番号> 050-3786-0799（令和8年3月31日まで使用可能） または #8891
<受付時間> 平日 10:00~20:00（土日祝日を除く）
<メール相談> sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆こころの電話相談（北海道立精神保健福祉センター）

<電話番号> 0570-064-556
<受付時間> 平日 9:00~21:00 土日祝 10:00~16:00

◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343
<受付時間> 毎日24時間

◆北海道ヤングケアラー相談サポートセンター（北海道保健福祉部）

<電話番号> 0120-516-086 080-4136-4129
<受付時間> 毎日24時間
<メール等> hokkaido.young.carer2022@gmail.com（メール相談） 080-9612-1247（SMS専用）
facebook.com/hokkaidoyoungsupport（Facebook） @youngcarer2022（X：旧Twitter）

◆親子のための相談LINE こども家庭庁

<受付時間> 平日 9:00~17:00



☆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。
事前に都合の良い日時をお知らせください。
旭川市立末広北小学校 TEL 0166-57-6635 教頭まで

7 いじめへの迅速かつ適切な対応

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ② いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対応組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りリスト」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ③ 困難ケースに該当する事案を把握した場合は、速やかに旭川市教育委員会と連携し、適切に対応を行います。
- ④ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及び保護者への支援

- ① いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ② いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ③ 必要に応じて、スクールカウンセラーなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ② いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③ 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ② 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) インターネット等に関わる事案への対応

インターネットや携帯電話、スマートフォンなどの普及により、これらを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷をインターネット上のWebサイトの掲示板に書き込んだり、メールを送ったりするなど、深刻なトラブルが危惧されています。これらについては家庭との連携が欠かせません。学校と家庭が連携し、共通理解を図った指導を行います。

未然防止のためにご家庭にお願いしたいこと

- ◇子供のパソコンや携帯電話を管理するのは家庭であり、子供を危険から守るためには、フィルタリングだけでなく、家庭において「ルールづくり」を行うことや携帯電話所持の必要性について検討すること。
- ◇「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子供たちに深刻な影響を与えることを認識すること（情報モラルについて子供たちに理解させる）。

(6) 性・性的な画像に関わる事案への対応

他の事案と同様に、末広北小学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。事案の対応に当たっては、「性犯罪・性暴力が疑われる事案への対応」（令和7年3月 旭川市教育委員会）に基づくとともに、同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。事案に応じて、スクールカウンセラー等を含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。また、児童の性的画像の流出事案は、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有しており、一刻を争う事態が生じる可能性もことから、被害の拡大を防ぐため、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め、連携して対応します。

これらの事案については、いじめ対策組織、いじめ対策チームのみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(7) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、旭川市教育委員会の指導・助言の下、学校間の連携をはかりながら対応します。

8 いじめの解消

いじめの解消については、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明します。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- (1) 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童の保護者に対し、関係児童の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。
- (2) 学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織（対策チーム）会議の速やかな開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- いじめ認知の判断
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、いじめ防止対策推進部、警察等）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめは、他人の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

一定期間（3か月以上）経過後、解消の判断 ※解消とならない場合、対処プランの見直し

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなどの専門家等の活用

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
- 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 人権に関する教育や道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
- 学校いじめ防止基本方針や、いじめの防止等の考え方や取組等の「解説」提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

- 学校体制の改善・充実
- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

事案を把握した教職員
《 報告 》

□把握した情報の速やかな報告
いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織の報告窓口担当・集約担当
《 報告 》

□学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①
・いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
・犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
・困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

校長・教頭・推進リーダー
《 随時開催 》

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・事実関係の把握や方策を協議
・教育委員会や警察との連携

□組織的な事実関係の確認
役割分担に基づき、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

《 指示 》
役割分担に基づき、聴き取り等により、組織的に事実関係を確認

□学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②
・事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
・いじめを受けたとされる児童が事実確認を望まない場合や、関係児童から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
・認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童の保護者に連絡します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・法の定義に基づく認知の判断
・対処プランの策定
・役割分担等の決定 等

教育委員会への報告 いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

《 説明 》
被害児童及び保護者への対処プランの説明と意向の確認

□学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③
いじめと認知した場合は、当該児童の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

《 報告 》
学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・対処プランの決定
・全教職員による共通理解 等

□組織的な対処
・策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童及び保護者への支援や、いじめを行った児童及び保護者への指導・助言、周囲の児童への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
・いじめを受けた児童が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

《 指示 》
組織的な対処
・被害児童等への支援
・加害児童等への指導助言
・被害児童の保護者への定期的な情報提供
・対応状況の適切な記録 等

教育委員会への報告 認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

《 報告 》
学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・支援や指導の状況の共有
・対処プランの見直し
・全教職員による共通理解 等

□学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④
毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じ、対処プランの見直しを行います。

《 指示 》
組織的・継続的な見守りの徹底、被害児童に寄り添った支援

□いじめを受けた児童と保護者への状況確認
認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

《 随時報告 》
学校いじめ対策組織（対策チーム）会議
・3か月以上経過後、解消の判断

□学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤
・上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
・解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
・いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童の様子を注意深く観察します。

《 指示 》
日常的な注意深い観察等、再発防止に向けた取組の継続

認知後の対応

解消とその後
の見守り

9 家庭や地域、団体との連携

学校は、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

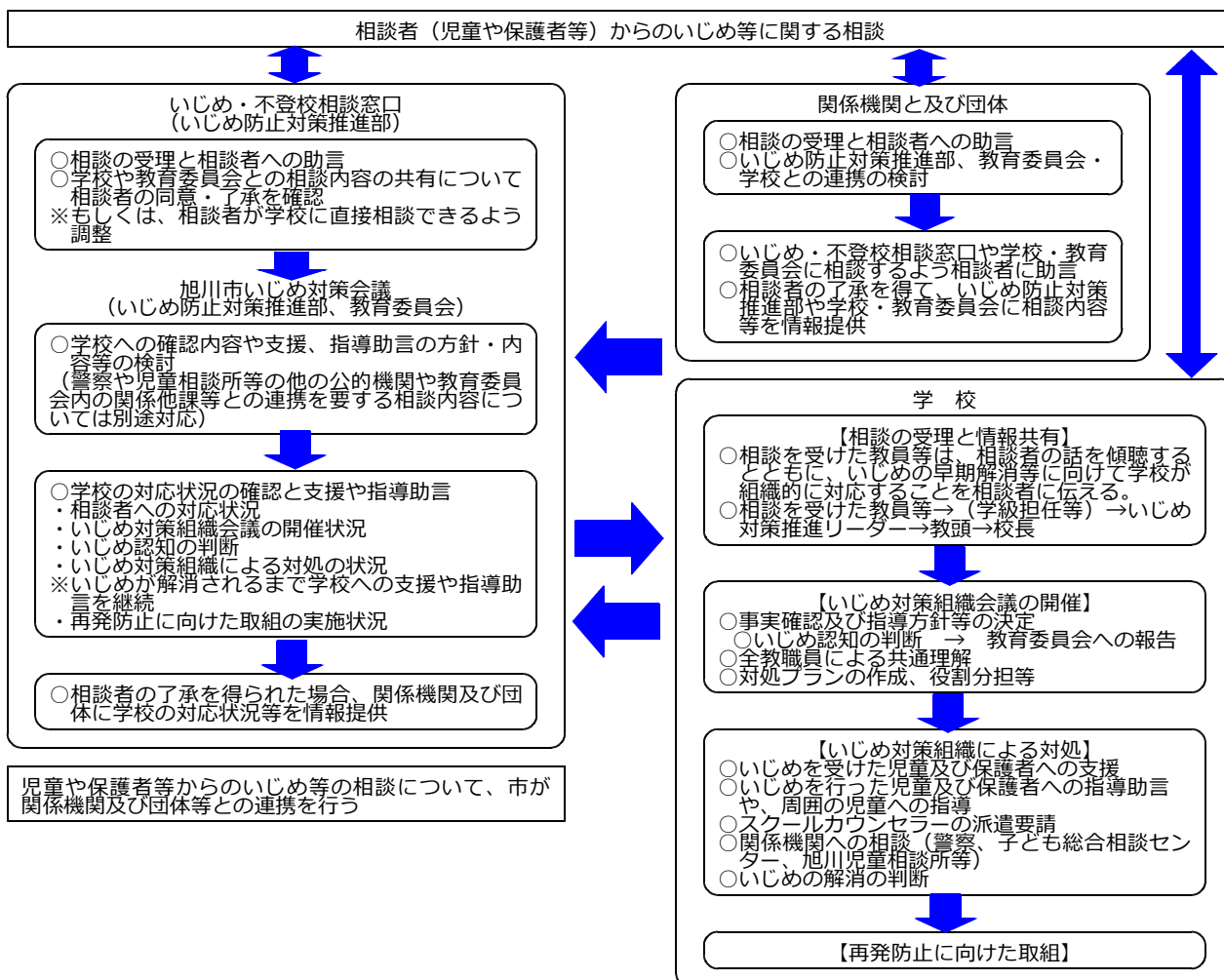
- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組む。
- (2) 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載するなどして、児童、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。
- (3) 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童、保護者、関係機関に説明する。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該児童及びその保護者に説明する。
- (4) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

10 関係機関等との連携

学校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (1) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応する。
- (3) 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告する。

いじめ等に関する相談対応フロー



11 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）や旭川市の「旭川市いじめ防止対策推進条例」「旭川市いじめ防止基本方針」「旭川市いじめの重大事態対応マニュアル」「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト（旭川市）」、さらに、「いじめの重大化を防ぐための留意事例集」（令和7年11月 こども家庭庁・文部科学省）等に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努めます。また、重大事態調査への対応にあたっては、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童や保護者等に寄り添った対応を基本とします。

(1) 学校における重大事態の対処

- ① 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ② 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「末広北小学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③ 調査は、事実関係を明確にするために行います。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることです。
- ④ 情報提供については、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明します。
- ⑤ 調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。
- ⑥ 学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。
- ⑦ 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応します。

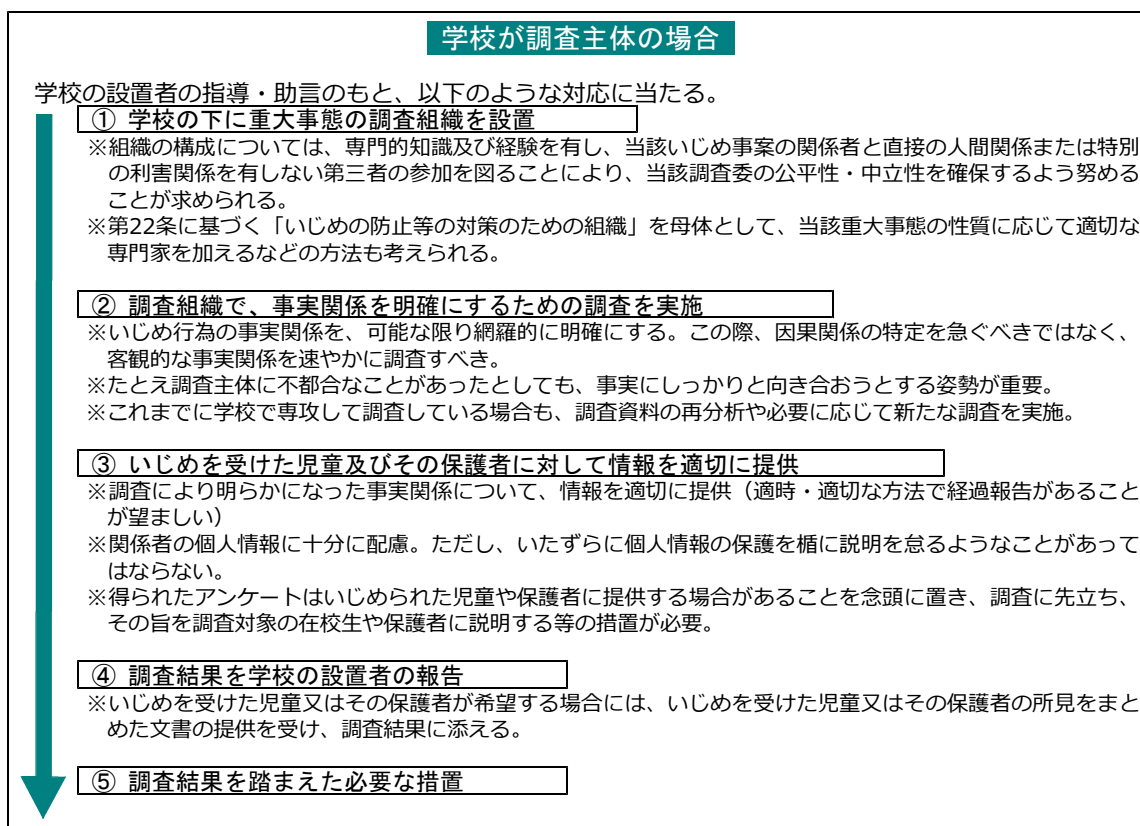
(2) いじめ（いじめの疑いを含む）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

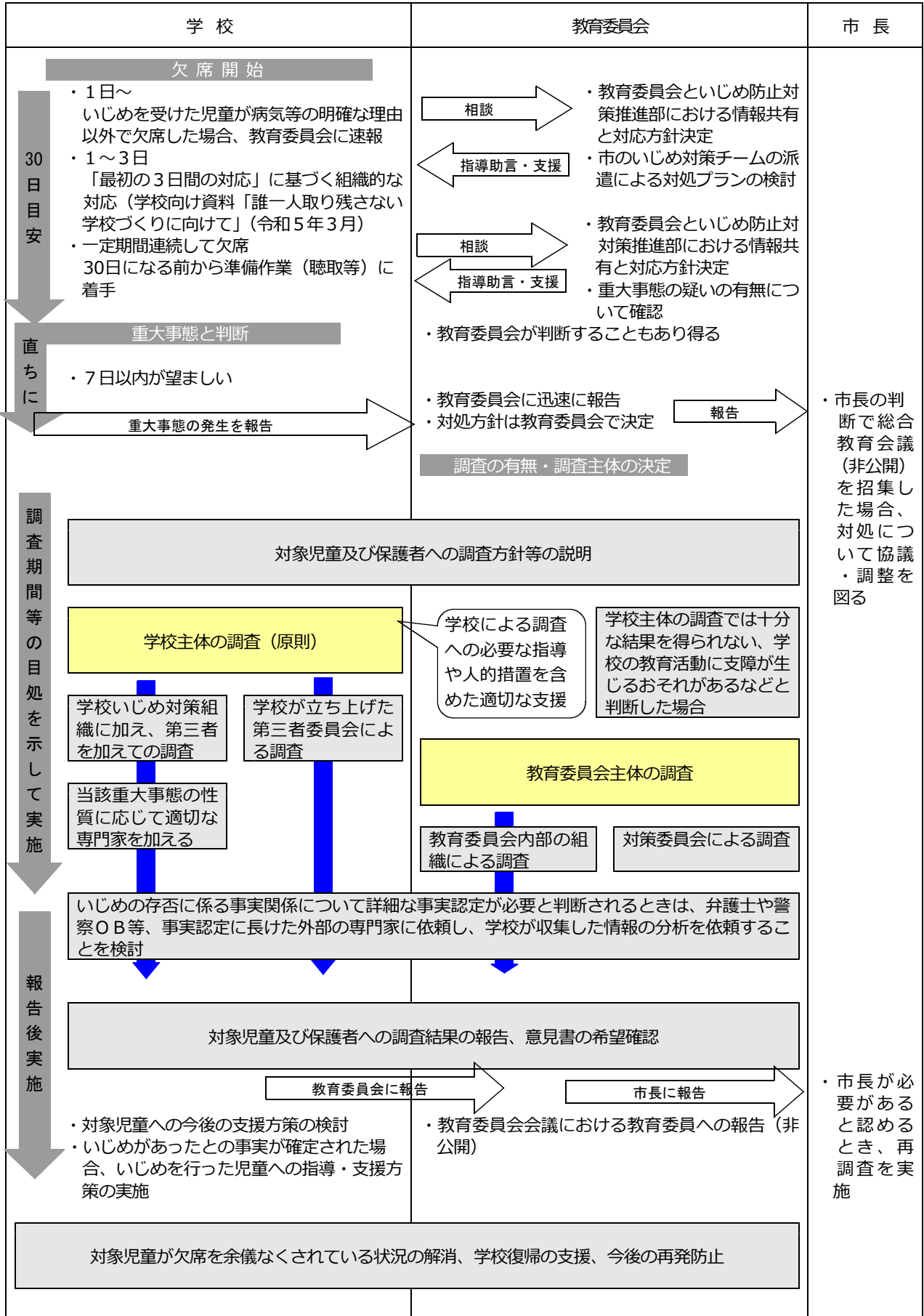
- ① 児童が自殺を企図した場合
 - 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ② 心身に重大な被害を負った場合
 - リストカットなどの自傷行為を行った。
 - 暴行を受け、骨折した。
 - 投げ飛ばされ脳震盪となった。
 - 殴られて歯が折れた。
 - カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
 - 心的外傷後ストレス障害と診断された。
 - 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
 - 多くの児童の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
 - わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - 複数の児童から金品を強要され、総額1万円を渡した。
 - スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合
 - 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

《いじめの重大事態の調査に関するガイドライン「別紙」（平成29年3月 文部科学省）》

(3) 重大事態対応フロー図（※学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断した場合）



不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

本校は、学校いじめ防止基本方針を改定した際は、速やかに公表します。また、本基本方針が適切に機能しているか否かを検証するため、以下の取り組みを実施します。

(1) 定期的な点検

旭川市の施策や本校の取組、重大事態への対応等に基づき、基本方針の機能について定期的に点検を行います。

(2) 見直しの実施

国や道、市の基本方針に改定があった場合を含め、点検結果を踏まえて必要に応じて見直しを行います。

さらに、児童とともに学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童の意見を反映させ、より実効性が高く、分かりやすい基本方針となるよう努めます。

【旭川市いじめ防止対策推進条例】より

第10条 市立学校は、法第13条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定するものとする。

2 市立学校は、毎年度、学校いじめ防止基本方針の見直しを行うものとする。

3 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力を得るよう努めるものとする。

12 情報提供及び会議録・諸調査等の保存

児童の進学・進級や転学に当たっては適切に引き継ぎを行うとともに、進学先等の学校に情報提供を行うこととする。いじめに関係するすべての文書等の保存年限は、5年とする。

○いじめ関係文書

- ・学校いじめ対策組織会議録
- ・いじめ認知報告書
- ・いじめに関する児童のアンケート調査用紙
- ・いじめに関する各種調査
- ・その他いじめ事案に関する対応記録 等

(旭教指第673号「いじめ関係文書の適切な取扱いについて（通知）」令和5年3月28日)

(旭教政第184号「旭川市学校文書取扱要領の学校文書分類表の改訂について（通知）」令和5年5月24日)

13 学校いじめ防止プログラム

（ ） は、未然防止の取組 () は、早期発見の取組

	4月	5月	6月 (いじめ・非行防止強調月間)	7月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策組織 ・いじめ防止基本方針の確認、学校HP公開 ・児童・保護者への説明 ○校内研修 ・基本方針の確認・共通理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策組織 ○市主催研修会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策組織 (SC参加) ・アンケートの集計、分析 ○市主催研修会の還流報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策組織 ○学校評価 (中間)
	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関わる学校間の情報交流 (授業参観等) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーとの連携 ○児童、保護者との教育相談の実施 			
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な観察 必要に応じて教育相談を行う 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○未然防止授業 (全 学活) 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報モラル教育 (全 学活) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生命の安全教育 (全 学活) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの把握のためのアンケート調査① ○心と身体のチェックリスト 	<ul style="list-style-type: none"> ○SNS等教育 (5、6年学活) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の周知 		<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA総会での周知 ・いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ○CS ・いじめ防止基本方針の説明 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針の学校HP公開 ○教育相談 (必要に応じて) 	<ul style="list-style-type: none"> ○チェックリストの活用① 		
	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集 (通年) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 			
	8月	9月	10月	11月 (いじめ・非行防止強調月間)
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策組織 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策組織 ○校内研修 生徒指導研究協議会参加者からの還流報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策組織 (SC参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策組織 ・アンケートの集計、分析
	<ul style="list-style-type: none"> ○児童に関わる学校間の情報交流 (授業参観等) 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーとの連携 ○児童、保護者との教育相談の実施 			
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○日常的な観察 必要に応じて教育相談を行う 			
	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の周知 		<ul style="list-style-type: none"> ○CAPあさひかわ (3年 学活) 	
			<ul style="list-style-type: none"> ○モラル教育 (全 学活) ○いじめの把握のためのアンケート調査② ○心と身体のチェックリスト 	
			<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間 	
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○1学期の取組状況等の公表 (学校だより) 		<ul style="list-style-type: none"> ○チェックリストの活用② 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集 (通年) 			

	12月	1月	2月 (いじめ・非行防止強調月間)	3月
教職員	○いじめ対策組織 ○学校評価	○いじめ対策組織	○いじめ対策組織 (SC参加) ・アンケートの集計、分析 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加	○いじめ対策組織 ○校内研修「いじめ防止対策研修会」の還流報告
	○学校評価 ・いじめに関わる取組の点検			○いじめ防止基本方針の見直し
	○児童に関わる学校間の情報交流 (授業参観等)			
	○スクールカウンセラーとの連携 ○児童、保護者との教育相談の実施			
	○児童理解に努める ○休み時間の有効活用 ○ネットバドロール ○児童指導交流会の実施			
				中学校との引継ぎ
児童	○日常的な観察 必要に応じて教育相談を行う			
		○非行防止教室 (6年 総合) ○いじめ相談窓口の周知	○いじめの把握のためのアンケート調査③ ○心と身体チェックリスト	
家庭・地域		○2学期の取組状況等の公表 (学校だより)	○チェックリストの活用③	
	○情報収集 (通年)			

参 考 資 料

1 いじめの重大化を防ぐための対応

1-1 児童の言葉の聞き取りと深い理解に基づく対応

- 児童からいじめや人間関係トラブルについて相談があったときに、教室ではない場所など、他の児童に会話が聞こえない安心できる環境で個別に話を聴くなどの工夫をしているか。
- 児童からの相談やいじめアンケートへの記載について、事実を整理しながらいじめの内容を具体的に聞き取り、事実確認をしているか。
- 児童からの相談について、児童の立場に立って状況や心情を理解し、児童の希望を聴いて対応策を検討しているか。

1-2 言葉以外のサインの察知

- 児童から「大丈夫」「何でもない」という言葉があったとしても、真に伝えたいと思っていることがないか、本音を話せていないのではないかなど、立ち止まって考えていますか。
- 児童の話を聴くとき、声のトーン、表情、態度、体調、食欲など、言葉以外にSOSのサインがないか、よく観察しているか。
- 児童に状況を確認するとき、「大丈夫？」と聴くのではなく、「○○さんとは最近どう？」「最近、体調や気持ちはどう？」のように具体的に問いかけ、児童の言葉を引き出すように心がけているか。
- いじめアンケートで特段訴えの記載がなかった場合も、不安な様子や気になる態度が見られたら、児童の行動を注視し、声を掛けるなどの対応をしているか。
- 1人1台端末を利用した心の健康観察や教育相談の充実などにより、また、日常的な見取り (出席を取ったときの返事の様子やノートの字の筆圧の変化など) を通じて児童生徒のメンタルヘルスの状態や人間関係を積極的に把握しようとしているか。

1-3 特別な支援を必要とする児童に対する理解

- 児童一人一人の特性について、保護者から話を聴いたり、医療や福祉などの関係機関と連携したりするなど、理解を深めるための取組を行っているか。

- 多様な背景を持つ児童を互いに認め、受け入れる学級の風土や雰囲気づくりに取り組んでいるか。
- 多様な背景を持つ児童がいることを前提として、コミュニケーションの仕方は多様であることへの理解を深めるなどの基礎的環境整備に取り組み、特別な支援が必要な児童に対して、社会的な障壁を取り除くための合理的配慮を行っているか。
- 特別な支援を必要とする児童の特性について他の児童の理解を促すに当たっては、何のために情報提供するのか、また、情報提供するとしたら、どのような伝え方をするのか等について、当該児童・保護者との間で丁寧に協議するなど、個人情報保護の観点に十分配慮しているか（病名・障害名を児童
- 保護者の同意なく伝えることは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に抵触するとともに、プライバシーに関する権利等を侵害するおそれがある）。

1-4 特別な支援を必要とする児童に対する支援

- 特別な支援を必要とする児童について、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、それに基づき早期から支援を行い、いじめに巻き込まれることがないよう丁寧に対応することができているか。
- 特別な支援が必要な児童への支援の状況（支援内容、合理的配慮の提供の状況）について、学校内で共有がされているか。
- いじめ対策を担当する生徒指導担当者と、特別支援教育担当者、教育相談担当者の連携は密になされているか。
- 医療、心理、福祉など学校外の専門機関と必要に応じて連携しながら支援を行っているか。加えて、専門機関との連携に当たっては、何のために情報提供するのか、また、情報提供するとしたらどのような伝え方をするのか等について、当該児童・保護者との間で丁寧に協議するなど、個人情報保護の観点に十分配慮しているか（病名・障害名を児童生徒・保護者の同意なく伝えることは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に抵触するとともに、プライバシーに関する権利等を侵害するおそれがある）。

1-5 児童が傍観者にならないための環境づくり

- いじめの重大化を防ぐためには、いじめに気付いた児童が傍観者にならず、いじめを進んで抑止する、いじめの存在を知らせるなどの行動を起こすことを児童に伝えることが重要であると理解しているか。
- 学校いじめ防止プログラムなどの機会を捉えて、児童にいじめを見たり聞いたりしたときに何をすれば良いのか考えさせているか。
- いじめに気付いた児童からの情報提供があったとき、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えるなど、当該児童の不安を払拭するための対応について、教職員間で共通理解が図れているか。
- 児童が相談したい時に相談できるように、日頃から信頼関係を築くことができているか。

1-6 いじめ対策における組織対応

- 「学校いじめ対策組織」の構成員と役割について説明できるか。
- 児童間のトラブルなど気になることを把握した場合、どのような手順や方法で「学校いじめ対策組織」に報告するか、説明できるか。
- 学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項である「アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル」について、自校の学校いじめ基本方針がどのような内容を規定しているか把握しているか。
- 自校の学校いじめ防止基本方針に基づいて、アンケートやいじめの通報等により、いじめを疑うべき情報が得られた際の事実確認や情報共有の在り方等について、教職員の役割分担等も含めて、具体的に「いつ（タイミング）」「誰が（担当）」「何を（目的）」「どうするのか（方法）」などのフローを明確にしているか。
- いじめに対応する際には、対応方針や役割分担に基づく支援策を可視化するとともに、対応した内容やその結果を記録し、いつでも確認ができる状態にしているか。
- 学校のいじめ対策や組織的対応について、全ての教職員が共有できる機会が設けられているか（校内研修や確認の機会の設定など）。
- 学校、教育委員会は自らの組織的対応について評価、分析し、改善に努めているか。

1-7 いじめを行った児童への対応

- いじめを行った児童への指導として、行為を止めるよう声掛けをしたり、形式的な謝罪をさせたりするだけで、対応を終えていたことはないか。
- いじめを行った児童に指導する際には、当該児童が自分の行ったことの重大性を認識できるよう、毅然とした対応を行っているか。
- いじめを行った児童に対して、なぜいじめの行為をするに至ったか、その背景事情等についてもアセスメントを行った上で、継続的な指導・支援を行っているか。

1-8 地域の関係機関との連携

- どのような場合に、誰が、どの専門機関に協力を求めるのか、などについて整理し、全ての教職員において共通理解が図れているか。
- 関係機関等の組織名・担当部署・所在地・連絡先・役割等を一覧にして全教職員に配布したり、職員室に掲示したりするなどしているか。
- 犯罪であるいじめ事案等、その内容、深刻さなどによって、躊躇なく関係機関と連携しているか。
- 児童の対応を関係機関と連携して行う場合には、情報交換を行う時期や頻度を定め、対応状況を適時確認しているか。

1-9 保護者・地域と協働したいじめ対策

- 学校のHPに「学校いじめ防止基本方針」を掲載するなど、保護者や地域住民に対して、学校が行ういじめ防止対策について周知しているか。
- 入学式や年度初めの保護者会等において、保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」や「学校いじめ対策組織」について説明し、いじめが起きた場合に考えられる対応や地域の関係機関等との連携の必要性について周知しているか。
- 保護者や地域住民のいじめの未然防止に対する意識の向上を図るために、いじめの未然防止のために何をするべきか考える機会を作るなどの取組を行っているか。
- 保護者との信頼関係を築くため、いじめなどの重大なトラブルの発生時に限らず、日頃から気になった出来事についても躊躇せず、すぐに連絡することを心がけているか。
- 保護者からの情報提供により対応したことについて、速やかに保護者に結果を報告しているか。また、対応に時間を要する場合には、途中経過を適時報告するなど、対応の見通しを連絡しているか。

1-10 法、基本方針、ガイドラインに基づく対応

- 法で示されているいじめの重大事態の定義を説明できるか。
- ガイドラインで示されている重大事態調査の流れを正しく理解して、重大事態への対応をしているか。
- ガイドラインで示されている「いじめ重大事態に対する平時からの備え」を理解し、平常時からの備えを行っているか。
- 児童間のトラブルについて、経験則でいじめかどうか判断するのではなく、法の「いじめ」の定義に照らして判断するようにしているか。
- 法第2条第1項のいじめの定義において、「行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と、いじめを受けた児童の主観が重視されていることを踏まえ、心身の苦痛を感じていると思われる児童から丁寧に話を聴き、その原因や背景を探ることを心がけているか。
- 自校の学校いじめ防止基本方針の内容について説明できるか。
- 児童がいじめの問題や学校いじめ基本方針について主体的に学び、考える機会を作っているか。
- いじめ防止等に資する体系的かつ計画的に取りまとめた学校いじめ防止プログラムを年間計画に位置付けた上で実施しているか。

2 いじめの重大化につながり得る要素・特徴

2-1 教職員の学級環境、児童間トラブルへの慣れ

- 児童間トラブルが日常化している場合に、いじめに気付くのが遅れたり、いじめ認知の感覚が鈍くなったりすることがあることを理解しているか。
- 教職員の思い込みや見過ごしを防ぐために、第三者の視点を入れて、トラブルが生じている状況を正しく認識したり、対応を検討したりしているか。

2-2 進級・進学、転校等の環境の変化

- 入学、進級・進学、転校時、担任間又は学校間において、これまでの学校生活の中で生じたトラブルや特に留意が必要な人間関係などについて、十分な引継ぎがなされているか。
- 入学、進級・進学、転校等、環境の変化や児童生徒の関係性の変化が大きく、孤立を感じるものが予想される時期は、行動観察や声掛けを積極的に行っているか。
- 特に、夏休みなどの長期休暇明けや、修学旅行や校外学習などのグループ単位で活動する時間のある教育活動において、児童同士の関係性や孤立感の発生などについて配慮し、対応を行っているか。
- 1人1台端末を利用した心の健康観察や教育相談の充実などにより、また、日常的な見取り（出席を取ったときの返事の様子やノートの字の筆圧の変化など）を通じて児童のメンタルヘルスの状態や人間関係を積極的に把握しようとしているか。

2-3 交際関係の開始・解消、性的ないじめ

- 児童の恋愛や交際に関連したトラブルについて、担任だけで抱え込まず、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が話を聴いたり支援したりする体制が整っているか。
- 様々な機会に、相手を思いやることの必要性、男女間のマナー、性的ないじめの問題について、児童の発達の段階を踏まえた啓発を行っているか。
- 深刻な男女間トラブルや性的ないじめについては、保護者との連携はもとより、警察等との連携を図っているか。

2-4 インターネット・SNSにおけるいじめ

- SNSを通じたいじめは表面から見えにくいため、時間が経過すると深刻化、重大化しやすいことを理解しているか。
- SNSを通じたいじめに関する様々な問題について、児童への指導だけでなく、保護者、地域と共に学び合う体制を構築し連携を図っているか。
- 家庭においてスマートフォンやインターネット環境を与えるときは、こどもとの間で利用ルールを作ることや「困ったら大人に助けを求めること」を伝えるよう、保護者に依頼しているか。
- インターネットやSNSに限らず、相手を思いやることや、他者の気持ちに配慮することが大切であることを児童に伝えているか。

2-5 閉鎖的な集団におけるいじめ

- 人間関係が固定されやすい閉鎖的な集団（少年団活動やメンバーが固定化された学級、など）では、集団独自の価値観やルールが生まれやすく、それがいじめの発生・重大化につながりやすいことを理解しているか。
- 学級や少年団活動について、児童の様子を観察して気になる児童には声を掛けるなど、児童の不安や困り感に寄り添うようにしているか。

参考：「いじめの重大化防ぐための留意事例集」（令和7年11月 こども家庭庁・文部科学省）

- 文部科学省 いじめの問題に対する施策



- 文部科学省 生徒指導提要



- 北海道教育委員会 いじめ・不登校



- 旭川市教育委員会 いじめ防止対策

